

春の少年非行防止

春は進学や進級など新しい環境へと変化する季節、期待や不安で胸いっぱいの人が多いでしょう。しかし、**飲酒・喫煙、深夜はいかいや家出などの不良行為、万引きや薬物乱用などの非行**に走りやすい時期でもあります。

また、本年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されますが、**喫煙、飲酒を禁止する年齢は引き続き20歳未満**となります。

環境の変化に浮き足立たず、犯罪に巻き込まれないために行動には十分気をつけましょう。

未成年者飲酒禁止法

(令和4年4月から
「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」)
未成年者への酒類提供
～営業者→50万円以下の罰金、親権者→科料



未成年者喫煙禁止法

(令和4年4月から
「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」)
未成年者への煙草提供
～営業者→50万円以下の罰金、親権者→科料



深夜はいかい

正当な理由なく**深夜11時～午前5時までの間に18歳未満の少年**が外出すること。夜は犯罪の被害に遭う確率が格段に高くなります！

また、大阪の「グリ下」、東京の「ト一横」には、誘われても絶対に行かないこと！

春からスマホデビューする人、守ってね！

インターネットの3つの約束

- 1, 個人情報、のせない(写真も気をつけて！)
- 2, 悪口、ウソ、いい加減なことを、書かない
- 3, ネット上で知り合った人には、会わない(危ないよ！)